

(別紙)

「保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金」の今後のスケジュール

※本補助金は、令和2年度中に養成施設、大学等へ受講を開始した受講者が対象となります。

「実施計画書」の提出
(令和2年11月30日まで)

【提出が必要な書類】

- ・ 該当事業の実施計画書（様式1～3）
- ・ 養成施設、大学等に在学していることが確認できる書類
(例) 在学証明書、受講証 など
- ・ 受講者が対象施設に勤務していることが確認できる書類 (※)
(例) 在職証明書

(※)「幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援」を申請する場合は添付不要
○事業によって申請できる者が異なります。

計画の認定
(令和2年度中)

保育士による資格取得支援は、「実施計画書」の提出不要。

事業名	申請できる者
①認可外保育施設保育士資格取得支援事業	認可外保育施設、幼稚園型認定こども園が構成する認可外保育施設、小規模保育事業A型及びB型、事業所内保育事業者等
②保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設
③幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業	受講者
④保育所等保育士資格取得支援事業	保育所、認定こども園、認定こども園への移行を予定している施設、乳児院、児童養護施設(すべて私立のみ)
⑤保育士試験による保育士資格取得支援事業	保育士試験により保育士資格取得を目指す者で、資格取得後対象施設への勤務が決定した者
⑥保育教諭確保のための幼稚園免許状取得支援事業	認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設

資格取得

対象施設での勤務決定
(継続雇用を含む。)

注意！ 資格取得後1年以上対象施設に勤務すること

補助金交付申請書の提出
(勤務開始日の属する月の末日まで)

【提出が必要な書類】

- ・ 補助金交付申請書
 - ・ 完了報告書
 - ・ 在職証明書 (事業③は不要)
 - ・ (別紙) 口座振込依頼書
- [添付する書類]

養成施設・試験受講料等補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養成施設等の長が発行した領収書 ・ 受講者が取得した保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し
代替職員雇上費補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代替職員が当該施設に勤務していたことが確認できる書類 (例) 代替幼稚園教諭の勤務簿、給与台帳など ・ 養成施設受講料等補助事業を活用した対象職員が取得した保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し